

郡山市スポーツ少年団補助金交付要綱

平成27年4月1日制定

平成29年4月1日一部改正

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市スポーツの振興や青少年の心身の健全育成、また、スポーツ少年団活動の活発化を図るため、郡山市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の対象となる経費は当該年度の9月30日までに少年団の指導者として日本スポーツ少年団に登録している者（以下「指導者」という。）が当該年度の活動に係る公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の加入に要した経費とし、補助金の額は予算の範囲内において各指導者が加入した区分の掛金を合計して得た額とする。

(交付の申請)

第3条 少年団は、当該年度の10月末日までに規則第4条に規定する補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ安全保険加入者数及び掛金がわかる書類
- (2) 保険料の支払額が確認できる書類の写し
- (3) 総会資料
- (4) スポーツ安全保険指導者加入一覧表

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(額の確定通知の省略)

第5条 規則第15条第1項に規定にする補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。